

## USPTO、手続期間経過後の権利救済に関する運用を変更する最終規則を公表

2026年6月30日  
JETRO NY 知的財産部  
角張、赤木

USPTOは、6月24日付の官報<sup>1</sup>で、手続期間を経過したことにより喪失した権利の救済手続について、手続期間の非順守が手続者の故意によるものでなかったこと（unintentional）の立証に関する運用を変更する最終規則を公表した。

手続のための期間が定められている年金納付や優先権主張等の特許関連手続については、手続者がその期間を順守しなかった場合であっても、所定の手数料の納付とともに申請を行い、長官によりその遅延が故意でなかったと認められた場合には、手続救済・権利回復することが可能である<sup>2</sup>。一方、長官においては、その遅延が故意でなかったか否かについて疑義がある場合には、申請者に対して追加的な情報を要求することが認められている<sup>3</sup>。

従来は、長官により上記の追加的な情報提供が要求される場合については、手続期間の経過後2年を経過した後に申請があった場合とされていた<sup>4</sup>。しかし今般の最終規則により同期間が短縮され、手続期間の経過後1年を経過した後に申請があった場合に、追加的な情報提供が要求されることとなる。

なお、本最終規則によれば、手続期間の経過後1年を経過していない場合であっても、遅延が故意でないことについて疑義がある場合には、追加的な情報提供を要求する場合がありますとされている。

また、上述の運用変更と併せて、従来は手続期間の経過後2年を経過した後の申請に際して必要とされていた高額な申請手数料<sup>5</sup>についても、手続期間の経過後1年を経過した後に行われる申請に対して適用する旨の規則改正を行う。

本最終規則は、本年8月13日に施行され、同日以降になされる手続期間経過後の救済に関する申請に対して適用される。

USPTOは、今般の運用変更について、手続者に対して時機に応じた申請を促すことにより、特許権や関連手続の確実性・予見可能性を高める狙いがあると説明している。

(以上)

---

<sup>1</sup> Conditions for Additional Information and Fee in Petitions Filed in Patent Applications and Patents Based on Unintentional Delay (Jun. 24, 2026)

<sup>2</sup> 35 U.S.C. § 41(c) など

<sup>3</sup> 37 C.F.R. § 1.378(b)(3) など

<sup>4</sup> Clarification of the Practice for Requiring Additional Information in Petitions Filed in Patent Applications and Patents Based on Unintentional Delay (Mar. 2, 2020)

<sup>5</sup> 37 C.F.R. § 1.17(m)(1)